

生活困窮者自立支援制度と 関連施策の連携のあり方等について

1. 生活困窮者自立支援制度のあり方や 関係機関等との連携のあり方について

生活困窮者自立支援制度の理念と課題

理念・支援のかたち

理念

生活困窮者の自立と尊厳の確保

- 生活困窮者本人の状態に応じて自立の形は多様であることを理解し、本人の意欲や想いに寄り添った支援を行うこと。
- 相互の信頼関係を構築し、一個人として対等な関係性を保つこと。

生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 生活困窮者の早期発見・見守りのため、地域のネットワークを構築し、公的支援のみならずインフォーマルな支援や地域住民の力も含め充実すること。
- 地域課題を解決するという視点から、生活困窮者の働く場や参加する場を広げていくこと。

支援のかたち

包括的な支援

- 生活困窮者やその世帯が抱える多様かつ複合的課題に包括的に対応すること。
- 地域の関係機関・関係者との連携を図ること。

個別的な支援

- 社会的自立から経済的自立へ、個々人の段階に応じて最適なサービスや制度を提供すること。

早期的な支援

- 「待ちの姿勢」ではなく、地域のネットワークの強化による情報把握や訪問支援など、積極的に生活困窮者との接点を見つける努力をすること。

継続的な支援

- 本人の状況に合わせて、切れ目なく段階的・継続的に支援を提供すること。
- 制度に基づく支援が終結した後も、地域全体で継続的な支援を考えること。

分権的・創造的な支援

- 地域が主体となって、社会資源を適切に把握し、不足している場合は積極的に創造していくこと。
- 官と民、民と民が協働し、それぞれの地域にあった柔軟で多様な取組を行うこと。

課題

- 支援員やアウトリーチ人員の充実
- 自治体における潜在的な支援ニーズの調査・把握
- 相談員の能力向上
- 活用可能な社会資源の把握・開拓
- 地域づくりのノウハウ
- 他分野や他の支援機関との連携強化
- 任意事業の実施率向上
- プランにおける目標設定や支援終結の考え方
- 支援会議の設置促進

上記課題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による相談者数の増加と相談者像の変化に伴い、住居確保給付金や特例貸付等の事務が増加し、個人の自立に向けた支援が行えないなど、理念に基づいた支援がより困難な状況になっている。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する必要がある。

※それぞれは重複もある

フリーランス

解雇等にあった
非正規雇用労働者

福祉事務所来訪者の
うち生活保護に
至らない者

約30万人(H29・厚生労働省
推計)

ホームレス

約0.3万人(R2・ホームレスの
実態に関する全国調査)

経済・生活問題を
原因とする自殺者

約0.3万人(R2・自殺統計)

離職期間
1年以上の
長期失業者

約53万人(R1・労
働力調査)

ひきこもり状態に
ある人

・15～39歳までの者 約54万人
(H27・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)

・40～64歳までの者 約61万人
(H30・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)

個人事業主

(参考)住居確保給付金
の受給者のうち「自営」
の割合:21.8%(※)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約10万人(H29)

孤独・孤立

外国籍

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7%(R1・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯
(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約121
万人(R1.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

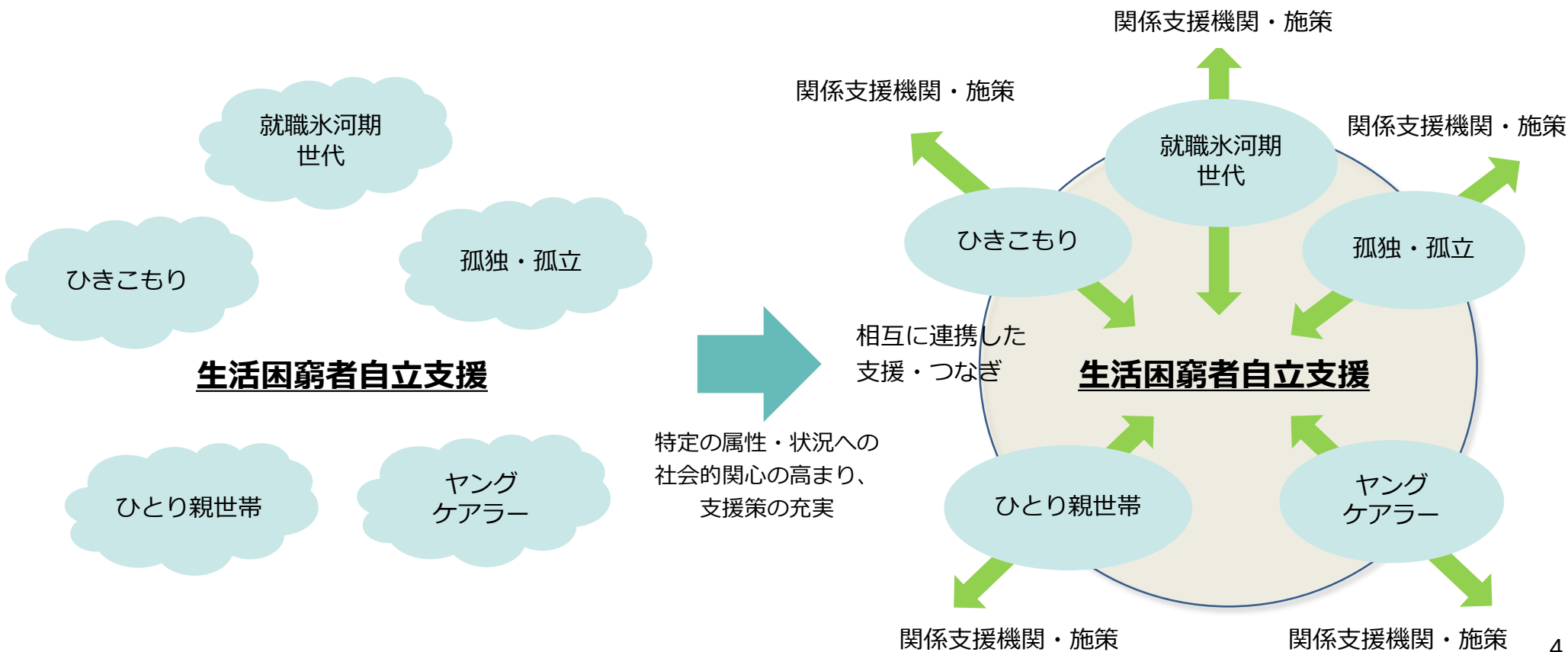
既に
顕在化

見え
にくい

(※) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

生活困窮者自立支援制度と関連施策との関係性

- 平成27年に生活困窮者自立支援法が施行されて以降も、「就職氷河期世代」「孤独・孤立」「ヤングケアラー」といった、特定の属性・状況に着目した支援策が取りまとめられてきた。
- 生活困窮者自立支援制度は、特定の属性・状況にとどまらず、それらが複合的に絡み合っている場合も含めた「生活困窮」を対象としているものである。生活困窮者自立支援にあたっては、自立相談支援機関等がこうした特定の属性・状況に着目した重点的な支援策の状況をリアルタイムで把握するとともに、それぞれの関係機関等にも困窮制度を周知することで、相互に支援や適切なつなぎに活用できる仕組み（研修や国からの連携した周知等）が重要ではないか。

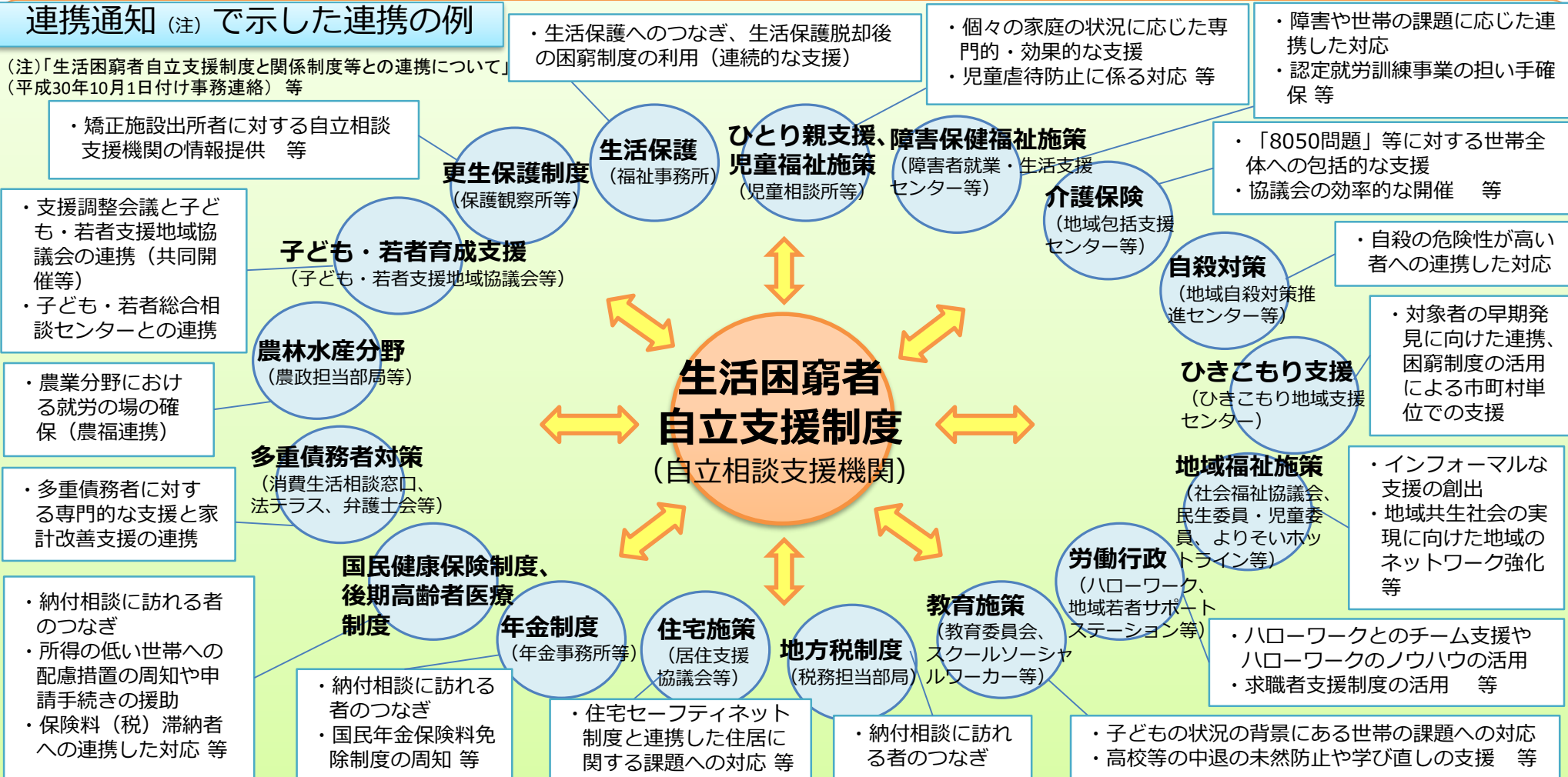


生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知（注）で示した連携の例

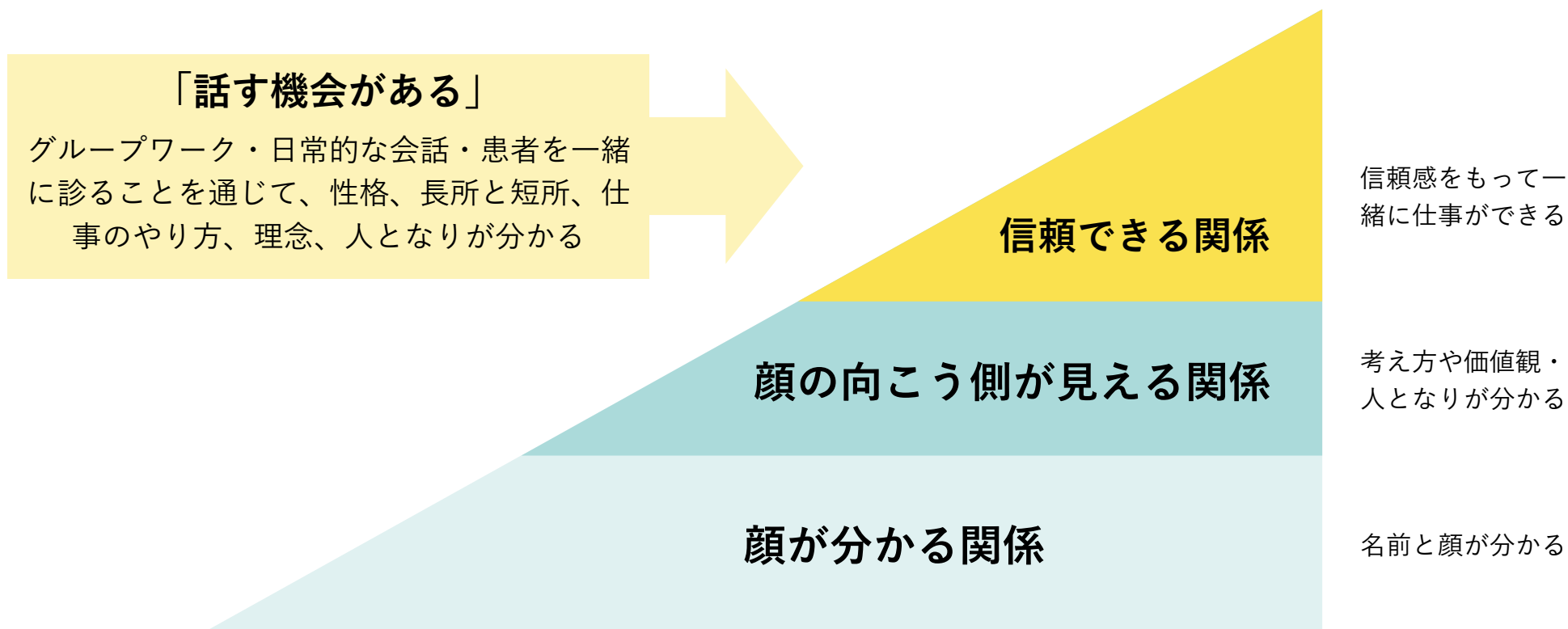
（注）「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」（平成30年10月1日付け事務連絡）等



コロナ禍で顕在化した新たな相談者層（個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等）や支援現場の実態、他制度の状況等を踏まえ、上記以外の制度との連携のあり方や、すでに発出している連携通知の内容について検討。

連携の促進について

- 連携における「顔の見える関係」には、①顔が分かる関係、②顔の向こう側が見える関係、③信頼できる関係の3つの内容が含まれる。①の関係でなく、②や③の関係を築くことにより、連携が円滑になる。
- 地域連携の促進要因は、地域の中で「話す機会がある」ことであり、考え方や価値観、人となりが分かるような話し合いの機会を継続的に地域の中に構築することが有用。



2. 地域共生社会・重層的支援体制整備事業等の 新たな施策との連携のあり方について

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

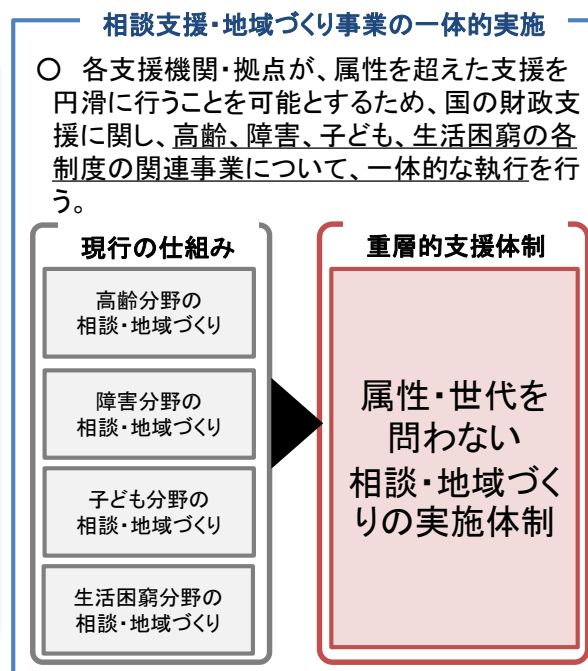
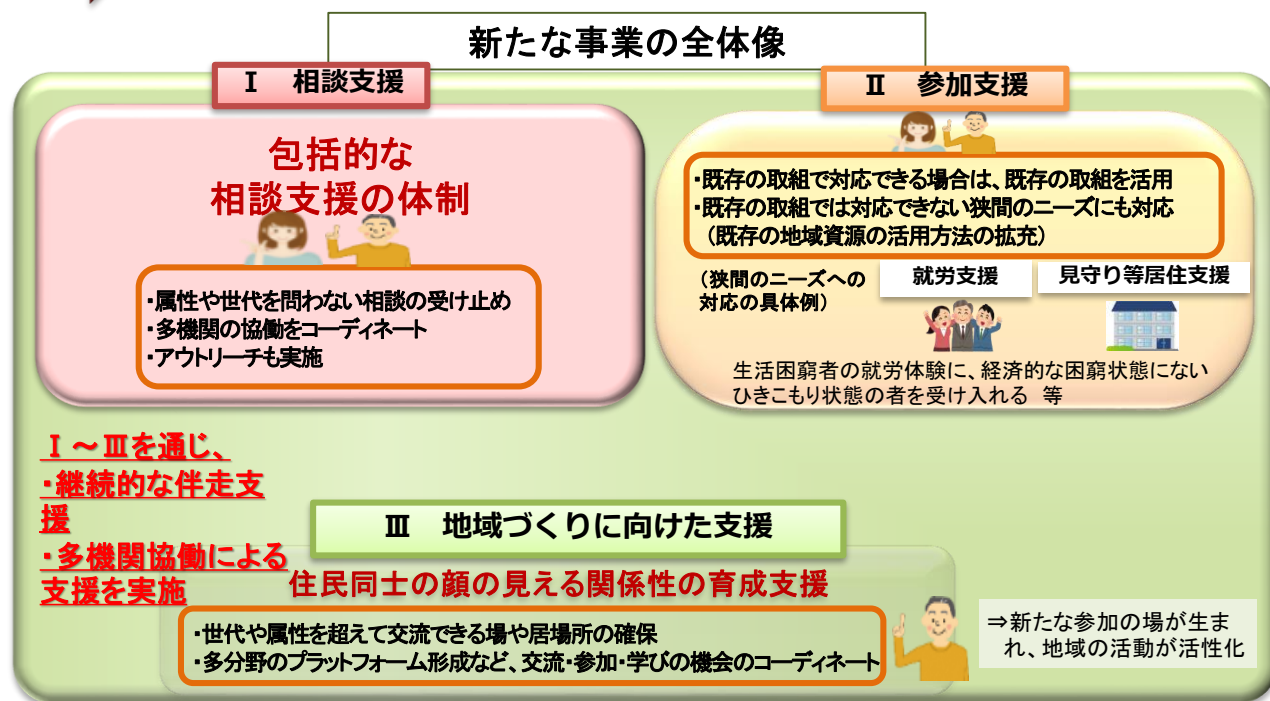
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

→ 令和3年4月1日施行



各制度の趣旨

生活困窮者自立支援制度の趣旨

- 生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮するおそれのある者や生活困窮の状態にある者（世帯）に対して、生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るものであり、「本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援」と「支援を通じた地域づくり」という理念のもと、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みづくりの実践を積み重ねてきた。

地域共生社会・重層的支援体制整備事業の趣旨

- 地域共生社会は、こうした生活困窮者自立支援制度の考え方と他の福祉分野や政策領域の考え方を合わせて共通理念化したものであり、重層的支援体制整備事業（重層事業）は、この理念を実現するための1つの仕組みである。

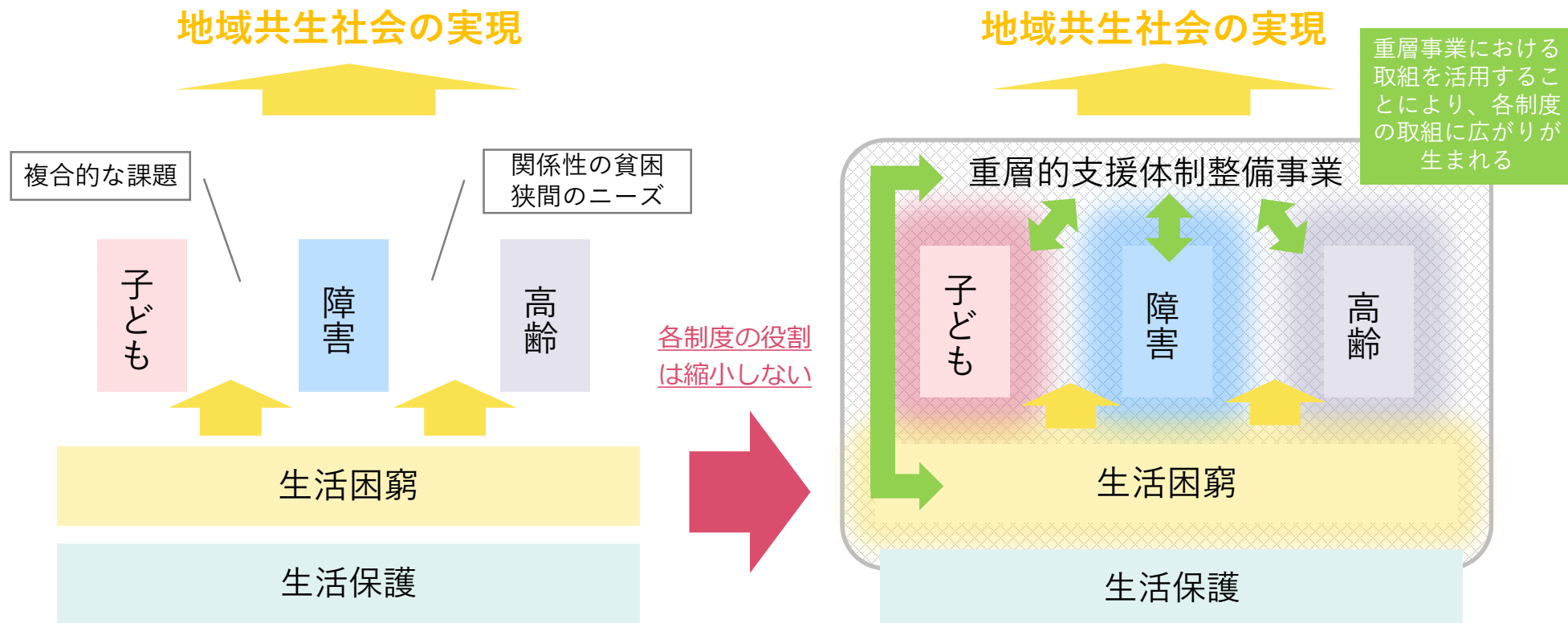
（参考）これまでの経緯

平成20年9月	リーマンショックの発生
平成24年4月	社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」開催（平成25年1月とりまとめ）
平成24年8月	社会保障制度改革推進法案 成立
平成25年12月	生活困窮者自立支援法案 成立
平成27年4月	生活困窮者自立支援法の施行
平成29年5月	社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」開催（同年12月とりまとめ）
平成30年6月	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案 成立
平成30年10月 平成31年4月	改正生活困窮者自立支援法の施行

平成27年9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）
平成28年6月	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
10月	地域力強化検討会の設置（平成29年9月とりまとめ）
平成29年5月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）成立
平成30年4月	改正社会福祉法の施行
令和元年5月	地域共生社会推進検討会（同年12月とりまとめ）
令和2年6月	社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）成立
令和3年4月	改正社会福祉法施行（重層的支援体制整備事業部分）

生活困窮者自立支援制度との関係性

- 生活困窮者自立支援制度は、重層事業を構成する重要な制度である。
- 重層事業は、一体的実施の対象とされた各事業の機能を代替するものではなく、従来のどの制度でも対応が難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度間の連携を容易にすることにより、市町村における包括的な支援体制を整備するものである。
- 他方で、重層事業における参加支援事業や地域づくり事業等の取組を活用することにより、生活困窮者自立支援制度としても各事業の取組や支援方法等に広がりが生まれる。



Ⅱ 基本的な考え方

1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

(2) 地域共生社会の実現

- 高齢、子ども、生活困窮等の分野の施策と連携し、相談支援や社会参加支援、居場所づくりといった支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備が進められており、今回の見直しにおいても、誰もが社会の一員として尊厳と誇りをもって暮らすことができる地域共生社会を実現する地域づくりに資する取組を推進する必要がある。

(4) 精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進する必要がある。
- 精神障害の特性として、疾病と障害とが併存しており、その時々病状が障害の程度に大きく影響することから、医療機関と福祉サービスとの連携を十分に確保しながら、住まい、就労等に関する支援を含め、病状の変化に応じた多様なサービスを地域で切れ目なく受けられるようにし、「支える側」・「支えられる側」という関係を超えて、相互に助け合えるようにすることが求められている。
- こうした取組は、地域共生社会の実現に向けても欠かせないものである。

Ⅲ 各論点について

2. 障害者の相談支援等について

(2) 今後の取組

(分かりやすくアクセスしやすい相談支援体制)

- 障害福祉分野の相談支援は複数の事業により展開されていることから、地域の相談支援体制全体の中で、自治体、市町村障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、（自立支援）協議会、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援等の各主体が果たす役割・機能を整理し、地域の相談支援体制構築の手引きを作成する等により普及すべきである。
その際には、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が実施される市町村が今後増えることを視野に入れた手引きを作成するほか、他法他施策による相談支援等との連携強化を図るための方策を検討する必要がある。

また、市町村は住民にとってわかりやすく、アクセスしやすい相談の入口を設けることが重要である。そのためには、市町村や相談支援事業所等がどのような相談もまずは受け止めると同時に、自らが担当することが適当でない場合には、適切な機関等に丁寧につなぐための地域の相談支援体制の構築が求められる。

住民がどこに相談してよいかわからない場合は市町村又は基幹相談支援センターが担うことを基本とすることを改めて明確化し、周知すべきである。

(参考) 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて (令和4年6月13日公表) (抄)

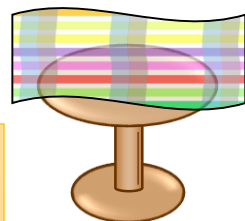
(「地域づくり」に向けた協議会の機能の強化と活性化)

- 協議会については、障害者総合支援法に基づき、地域の関係者が集まり、地域における障害者等の支援体制に関する課題を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等の支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関であり、地域の障害者等の支援体制を整備する重要な役割を担っている。
協議会が期待される役割を果たすためには、協議会において、個別の事例を通じて明らかになった障害者や家族、地域の課題を関係者が共有し、その課題を踏まえて地域の障害福祉サービス等をはじめとしたサービス基盤の開発・改善の取組を着実に進めていく必要がある。**その際、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備する観点を踏まえつつ、取組を進めていくことが重要である。**
- このような状況を踏まえ、協議会において、住民の個別の課題（の分析）から地域の課題を抽出し、解決を図る機能を促進するため、障害者総合支援法において、関係機関等の協力を求めることができる旨改めて制度上明確化するとともに、守秘義務規定を設けるべきである。
また、その際には、重層的支援体制整備事業や当該事業を構成する他法他施策との連動性を十分考慮する必要がある。

3. 地域づくりについて

市町村・縦系と横系の地域づくり

住んでよかったと思える地域を広げるため、各市町村の創意工夫のもと、助けあい・支えあい・健康づくりなどの縦系と横系が織りなす、地域づくりを進める。



テーブル＝地域共生社会の実現に向けて行政主導で構築した相談支援体制

A 小学校区等
コミュニティ地域

B 小学校区等
コミュニティ地域

C 小学校区等
コミュニティ地域

※どの横系と関わるかは、
各コミュニティ地域次第
(例)

域内の自治会、
町内会等の
主体的参加

介護保険の介護予防・
生活支援・移動支援のほか、
子育て支援など行政が関わる取組

- 高齢者支援
認知症支援
- 障害者支援
- 子ども食堂
- 学習支援
孤独・孤立支援
- 生活困窮者支援
- 子どもの安全
防犯活動
- リサイクル
活動
- 里山保全活動

などなど

縦系

＝地元住民や地元行政による地域を支える取組

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、年金委員等

横系

Ⅱ 地域を支える民間（NPOやボランティア、企業等）の取組
フードバンク、社会福祉法人による地域における公益的な取組等

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【要旨】

令和4年度予算 594億円の内数（新規）

- 「血縁、地縁、社縁」という日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」機能の脆弱化と、人口減少に伴う地域社会の担い手不足が加速化する中で、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していくことが、地域共生社会の目指す姿である。
- また、コロナ禍においては、孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中で、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。
- これを踏まえ、身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させない予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりなどに資するよう、新たに、生活困窮者や望まない孤独・孤立に悩む者と地域とのつながりを適切に確保するための「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を創設する。

【事業内容】

- ①課題を抱える者を早期に発見するための地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②地域資源を最大限活用した地域住民の活動支援・情報発信等
- ③課題を複雑化させないための地域コミュニティの場を形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

【実施主体】 市町村

（管内市町村における取組を総合的に調整する場合は都道府県也可）

【補助率】 1／2

【事業イメージ】



特に御議論いただきたい事項

特に御議論いただきたい事項

生活困窮者自立支援制度のあり方や関係機関等との連携のあり方について

- 新型コロナウイルス感染症の影響もある中、緊急時を含め、生活困窮者自立支援法の掲げる理念に基づく支援を実践するためには、どのような方策が考えられるか。
- 法においてキャッチした個人・世帯や地域社会の課題について、法に基づく支援だけではなく、他分野や他制度、関係機関、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO法人、民生委員・児童委員、自治会、企業等と連携して解決していくために、どのような方策が考えられるか。

地域共生社会・重層的支援体制整備事業等の新たな施策との連携のあり方について

- 地域共生社会の推進や孤独・孤立対策等、法施行以降の新たな施策と法との連携のあり方についてどのように考えるか。
- 生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な生活困窮者の課題について、制度の狭間に陥らないよう広く受け止めてきた。重層事業では、「子ども」「障害者」「高齢者」と横並びの「生活困窮者」という括り方をされているが、生活困窮者が単なるカテゴリーの一つにならないよう、生活困窮者自立支援制度が従来有するコーディネート機能を発揮できるようにするためには、どのような方策が考えられるか。
- また、高齢化が進展し、財政状況も厳しさを増す中、課題ごとに新たな制度や事業がつくられていけば支援は複雑化し、自治体や支援現場の負担が重くなるとの意見も踏まえ、全体として包括的な支援を提供するためにはどのような方策が考えるか。

地域づくりについて

- 法施行以来、生活困窮者支援を通じた地域づくりが進められ、生活困窮者が地域で孤立することなく、「支える」側に立つこともできるよう、各地で実践が図られてきた。改正社会福祉法の施行を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、属性・世代にとらわれない、他分野の支援機関や地域住民等との協働をさらに進めた地域づくりの推進に当たって、現状の取組や課題をどのように考えるか。
- 地域づくりにおいて、当事者目線や日常の関係性の中で支援につなげていくためには、どのような取組が必要と考えられるか。

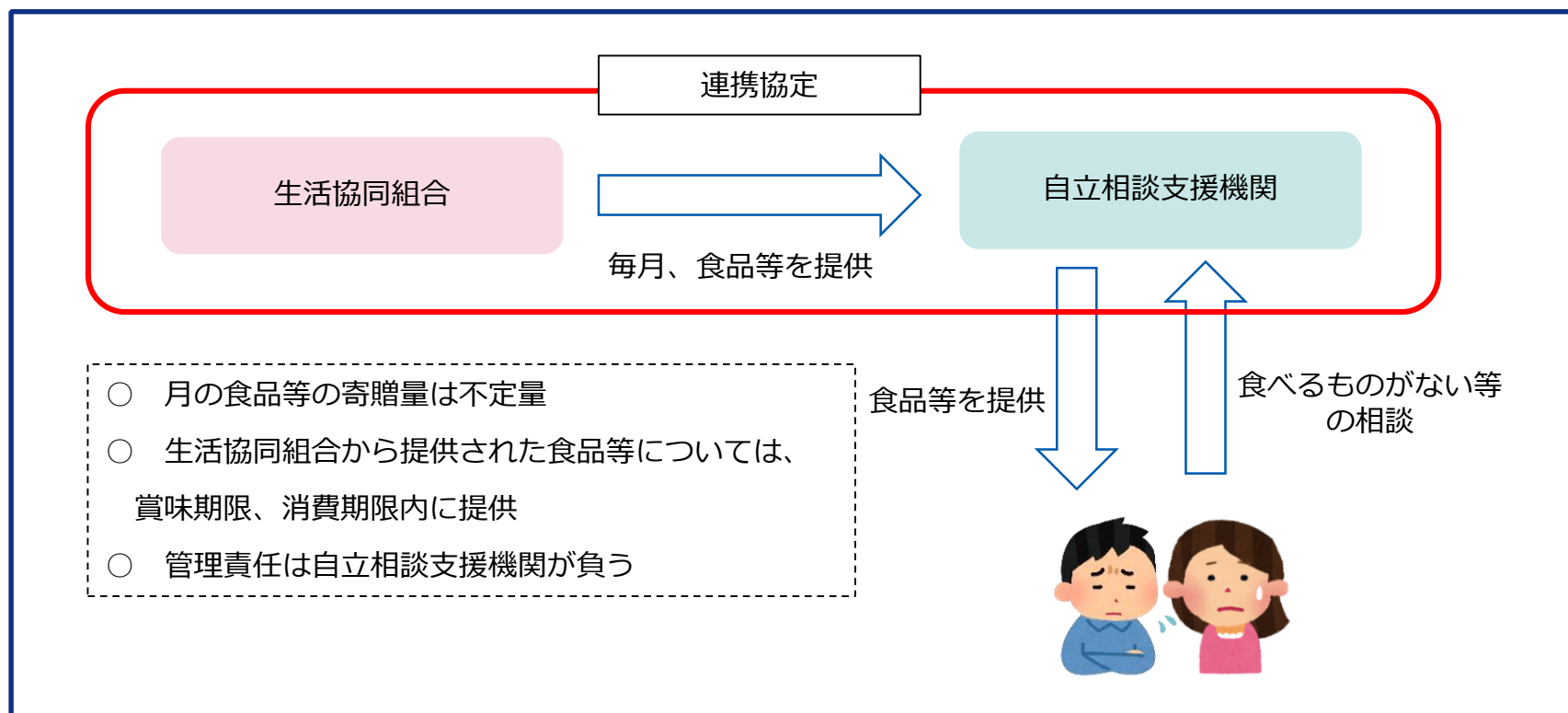
参考資料

ひと、暮らし、みらいのために

(参考 1) 自治体の事例

自立相談支援機関と生活協同組合との連携による食料提供の支援（三重県鳥羽市）

- 三重県鳥羽市では、令和３年度に自立相談支援機関と生活協同組合が協定を結び、生活協同組合から、配送キャンセル等により余剰となった食品等を自立相談支援機関に毎月無償で提供している。
（※）生活協同組合としてはフードロス防止、地域福祉の増進等の観点から協力。
- 自立相談支援機関は、面談を行っている中で支援が必要と考えられる方に対して、個々の状況に応じた必要な日数分の食料を配布している。



地域共生社会の推進に向けた取組の効果（福岡県久留米市の事例）

人口：30.3万人(2022)
面積：230km²
高齢化率：28%(2022)

- 重層的支援会議や支援会議において、関係機関の担当者同士が本音で向き合い、情報や社会資源を重ね合わせることで、信頼関係や安心感が醸成され、より包括的な相談支援の実現に結びついている。
- また、重層事業の波及効果としては、顔の見える関係性の構築や社会資源の共有等が挙げられている。



重層事業の波及効果

支援が行き詰まった時に最終相談先があるという**安心感**（子ども支援担当職員）

他に**困り事があるかも...**という視点を持って地権者交渉に行こうと思った（都市建設部職員）

社協って**地域に協力を求めやすい**立場なんだと再認識した（社協職員）

会議にもっと**地域の人**を呼びたい（地域包括職員）

縦割りのシステムに**横断的なつながり**が生まれた。各機関の関わり方を知ることができた。（基幹相談支援センター職員）

困難ケースに直面した際に、重層メンバーを思い浮かべるようになった。**ネットワークがある**ことは心強い。（保健所職員）

「毎月、顔を合わせるので**機関同士の距離が近く**なり、電話をかけやすくなった」（生活保護担当課職員）

他機関や担当課が持っている資源を知ることができた点はプラス（地域包括職員）

（久留米市の資料をもとに厚生労働省で作成）

地域共生社会の推進に向けた取組の効果（宮崎県三股町の事例）

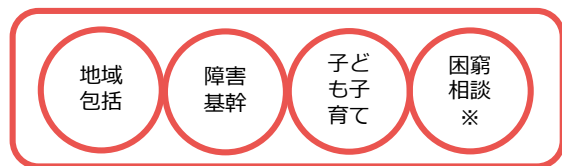
人口：2.5万人（2020）
面積：110km²
高齢化率：28.3%（2020）

- 重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、都道府県の自立相談支援機関等の関係機関と連携して支援を実施。
- また、「コミュニティデザインラボ」を地域の拠点として、「2025年までに200の活動、2025人の地域活動者を生み出す」ことを目標に、地域住民がアイデアを出し合い、地域の課題を地域で解決していく取組を行っている。

相談

包括的相談支援

連携



※生活困窮者自立支援法
第11条に規定する相談事業



既存の制度では課題に
対応できないことも。

住民の困りごと＝地域の課題

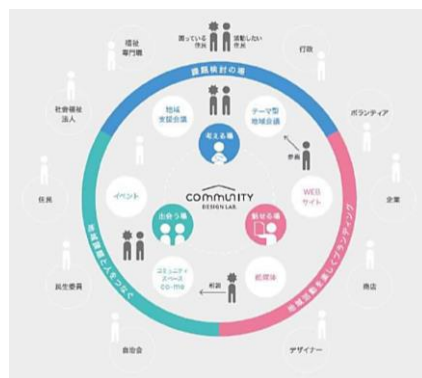


食材の提供
働く場の提供
学習支援等

みんなでアイデアを出し合い、地域で解決

（三股町の資料をもとに厚生労働省で作成）

community
DESIGN LAB.



※ コミュニティデザインラボは、三股町社会福祉協議会の中に設置した「実践支援研究室」が運営。

計 53種類 151活動

社会問題
井戸端会議



例) 社会問題井戸端会議（地域課題の共有の場）
みまたどうぞ便（定期的な食材の提供）
キママプロダクツ（一般就労が困難な方が
可能な範囲でものづくりに従事）



関係機関が連携した支援体制づくり（高知県安芸市）

市の概要

人口	16,716人
高齢化率	41.1%
保護率	1.8%
生活困窮者受入 事業所の数	32箇所 (農家 2 7 箇所+その他5箇所)
生活困窮者 受入人数	17名
地域の特徴	中山間地域で栽培される柚子の生産は日本一、平野部ではナスや柚子などの施設園芸がさかんな地域。

地域資源を活用した就労支援の取組

- 生活困窮者の就労・就労体験先の開拓
- 農業の人手不足

○安芸市自立支援協議会「就労支援専門部会」の構成機関のいずれかに相談すると、適切な相談先を選定する。就労につなげる場合は、就労支援専門部会で評価を行い、自立相談支援の窓口（安芸市社協）につなげる。

【設立の経緯等】生きづらさを抱えた方や障害者の支援チームを関係機関が集まり発足。各機関の情報共有、個別ケースの支援検討会、各種制度の勉強会を行っている。

○住宅や債権処理等の相談は、同協議会「相談支援専門部会」で対応し、ここから東部地域ネットワーク会議（自殺予防ネットワーク）で解決する。

○人事異動があっても、将来にわたり農福連携を進めていくために「安芸市農福連携研究会」を設立。各機関の情報共有、生きづらさや障害の理解の勉強会の開催、農福連携の普及・啓発事業の開催について検討する。

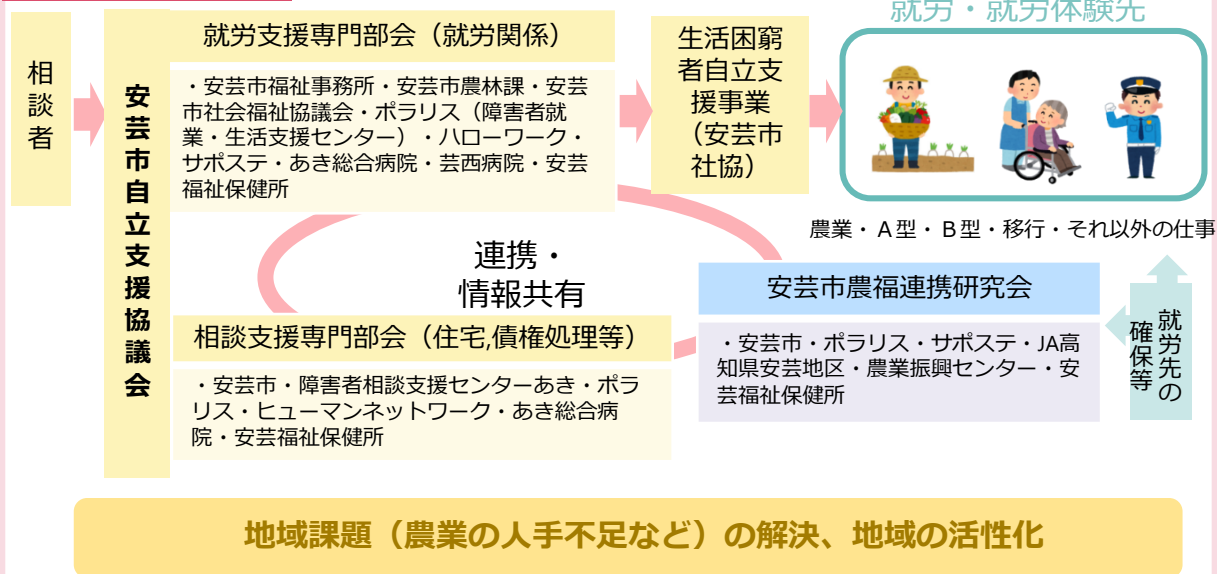
○「安芸市農福連携研究会」のメンバーが中心となり、農家への「生きづらさ理解の研修会」を開催し、就労支援をしながら、農家への理解を促し就労先を確保している。

取組のポイント

- 就労先の確保や定着支援には、官民の組織を超えた連携が必要。
- 就労支援をしながら、農家への理解を促すための「生きづらさ理解の研修会」を開催し就労先を確保。
- 雇用主との緊急連絡体制を整備することで受け入れ先へのフォローを実施。
- いずれかの連携支援機関に相談すれば、適切な支援を可能とする体制の整備。



取組イメージ



取組の効果

- 働くことで社会的役割を持てた。
- 農業が「生きづらさを抱えた人たち」の居場所となった。
- 同じ志を持った、雇用主同士が知り合うことで交流している。
- 「生きづらさを抱えた人たち」が労働力となり、人手不足を解消し、地域の活性化につながった。



地域課題解決に向けた取組事例（鳥取県北栄町）

○北栄町は、中間的就労の場の育成に取り組むとともに、地域課題解決に向けた取組を実施している。

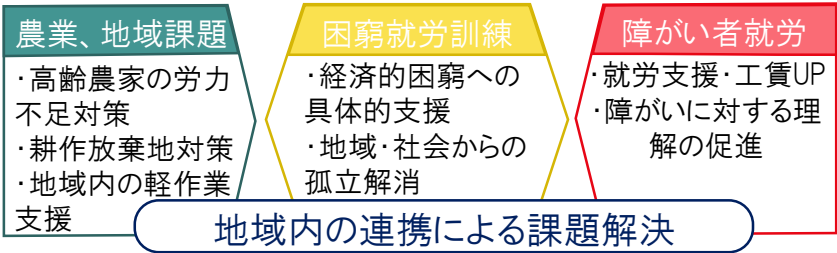
市の概要		支援状況調査（令和２年度）	
人口	14,944人	新規相談受付件数人口10万人当たり （一月当たり）	18.7件
高齢化率	34.0%	プラン作成件数人口10万人当たり （一月当たり）	47.4件
保護率	0.5%	就労支援対象者数人口10万人当たり （一月当たり）	29.2件
		就労・増収率(%)	37.7%

実施方法	補助事業（町独自）
理由	認定就労訓練事業所が行う訓練事業において、地域資源の開拓と連携、他分野他施策との協働、地域課題に対する新たな事業展開などによる多様な活動に対して町独自で支援を行っているもの。
事業概要	○地域内の産業との連携、福祉別分野の事業と連携を図りながら多様な就労の機会を提供するための工夫ある取組に対し、町独自で補助金を交付。 ○就労訓練事業において、雇用型にこだわった仕事の確保につながる積極的かつ新たな取組への支援。 ○地域と連携する中で、事業所の固有業務にとどまらず地域内にある多業種の仕事が提供できる可能性を広げる。 ○補助対象：運営費（機械リース料、保険料、修繕費） ○補助率：10/10（上限100万円）
その他	事業実施者数：1事業所（社会福祉法人）

認定就労訓練事業所数	利用件数	主な訓練内容
1事業所	1件 （雇用型）	パン製造等を通じた継続的な就労機会の提供

実施されている取組

- ・他分野他施策との連携：障害者就労継続支援B型事業とともに就労訓練事業を実施。パン・菓子製造。
- ・当地基幹産業（農業）との連携：自主栽培だけでなく他生産者等への労力援助も実施（出荷作業、選果場作業、草刈）。廃棄予定作物を原料とした加工品製造の試行検討。
- ・地域交流から地域課題を把握し、作業化できるものを就労訓練で実施：主催バザーを通じ活動の周知を図るとともに二ズ（道の補修、家の片付け、畑の除草作業）を把握。



取り組んで良かった点

- ・収入確保が必要なから一般就労が難しい方に対し、就労を提供できる場としての受け皿となっている。
- ・地域と連携する中で多様な職種の仕事を提供することができている。

(参考 2) 関連資料

「生活困窮者」とは？

H30改正法にて案文化

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

社会福祉協議会の活動について

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定されており、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者等の参加・協力を得て、地域の実情に応じた住民の福祉の増進を図ることを目的とする民間組織である。全国（全社協）、都道府県、市町村（特別区を含む。）、指定都市の行政区（地区社協）の各レベルで組織されている。

現在、社会福祉協議会を通じて地域における社会福祉に関する活動が活発にすすめられているが、その具体的内容は、それぞれの地域の実情に応じたものとなっており多岐にわたっている。

【全国社会福祉協議会】※令和3年6月22日現在

会 長 清家篤（日本私立学校振興・共済事業団理事長、元慶応義塾長）

副会長 古都賢一（厚労省OB） 長山洋（岩手県社協会長） 山本一隆（広島県社協会長） 得能金市（全国民生委員児童委員連合会会長）

磯彰格（全国社会福祉法人経営者協議会会長）

常 務 金井正人（厚労省OB） 笹尾勝（前事務局長）

主な事業（活動）

- ① ボランティア活動に関する支援、ボランティアの普及活動
- ② サロン活動等、住民のつながりの場の提供、活動支援
- ③ 近隣住民の訪問活動などによる小地域での見守りネットワークづくり
- ④ 民間福祉サービスの推進に向けた地域福祉活動計画の策定
- ⑤ ホームヘルプサービスやデイサービスの運営等の介護保険サービス・障害福祉サービスによる生活の支援
- ⑥ 食事サービスや移送サービスの実施・支援等、高齢者・障害者等への生活支援
- ⑦ 福祉教育活動の推進、支援
- ⑧ 母子・父子家庭組織への支援、学習支援・子ども食堂の実施・支援等、児童への支援
- ⑨ 生活困窮者の自立支援、生活福祉資金の貸付
- ⑩ 各種相談活動

（参考）

社会福祉協議会数
（令和4年4月1日現在）

全国社会福祉協議会 1ヶ所
（社会福祉法第111条）

都道府県社会福祉協議会 47ヶ所
（社会福祉法第110条）

指定都市社会福祉協議会 20ヶ所
（社会福祉法第109条第1項）

市町村社会福祉協議会 1,721ヶ所
（社会福祉法第109条第1項）

地区社会福祉協議会 104ヶ所
（社会福祉法第109条第2項）

社会福祉法人の責務となっている「地域における公益的な取組」の実践事例

- 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取り組むことが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

コロナ禍における食事の提供支援

- コロナ禍において地域の小さな子どもがいる家庭や高齢者の負担軽減のため、夕食支援のお弁当を販売。（東京都内の事例）



【ポイント】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、元々実施していた地域交流カフェを休業。代替として、買い物による長時間の外出や食事づくりの負担軽減を目的として、夕食支援のお弁当を販売。

複数法人の連携による生活困窮者の自立支援

- 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援等を実施。（大阪府内の事例）



【ポイント】

複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWiによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。

認知症改善塾の実施

- 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のためのノウハウを伝達。（札幌市内の事例）



【ポイント】

認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

- 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンの運営等を実施。（石川県内の事例）



【ポイント】

連絡員を通じて、地域の高齢者のきめ細かなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。

民生委員・児童委員の活動状況

総活動件数：年2, 178万件

<民生委員・児童委員1人当たりの活動状況> (令和2年度実績)

(令和2年度福祉行政報告例)

【都市部】
(東京23区・指定都市)

【担当区域】

【町村部】



220～440世帯

70～200世帯

行政・社協・学校・
社会福祉施設・
地域包括支援
センター等

【連携】

【支援】

民生委員
児童委員
協議会

【年間活動件数】

<相談・支援>



20.4件

<地域福祉活動>



28.0件

<定例会・研修等>



19.9件

<行事・会議等への参加>



11.5件

<証明事務>



1.7件

<調査・実態把握>



12.8件

<年間訪問回数>



136回



230,690人
(令和3年3月31日現在)

- 特別職の地方公務員(無報酬)
- 任期3年
- 守秘義務あり

※活動費は地方
交付税の積算に
算定(1人当たり
年60,200円)
(令和3年度)

【委嘱】

12月1日に一斉改選
(令和元年12月に実施)

厚生労働大臣

【推薦】

都道府県知事等

【意見】

(努力義務)

地方社会福祉審議会

【推薦】

市町村 民生委員推薦会

※委員の人数や構成については市町村長の裁量に委ねる。

年金委員について

1. 年金委員の概要

(1) 年金委員とは

- ・ 日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置。
- ・ 厚生労働大臣から委嘱を受けて、厚生年金保険や国民年金の事業について、事業所や地域で**啓発、相談、助言**などの活動を行う奉仕的な民間協力員。
- ・ 職務遂行に要する費用（旅費等）を除き、報酬は受けない。

(2) 年金委員の区分

区分	委嘱数 (R4.3月末)	主な活動場所	任期	年金委員への推薦条件 等
地域型	6,570人	各地域（自治会、町内会 等）	3年（更新可）	・（推薦者）市区町村、年金事務所長、関係団体 年金事務従事者、自治会長、民生・児童委員、社労士等
職域型	119,411人	各事業所	なし	・（推薦者）事業主または年金事務所長 厚生年金保険の事務担当者 等
計	125,981人	—	—	—

2. 地域型年金委員の現状

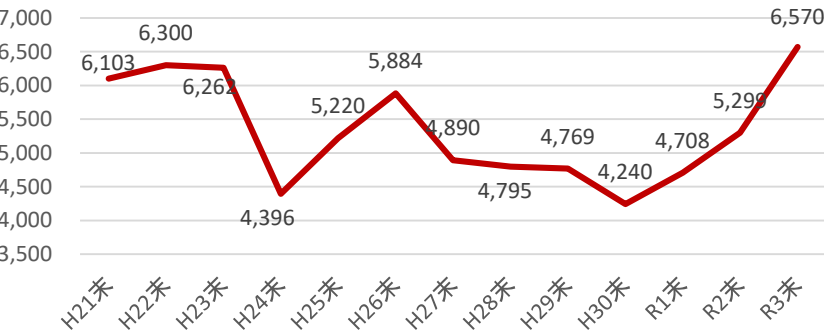
(1) 委嘱数：令和3年度末現在 6,570人

⇒ 前年度末から約1,300人の増加。

(2) 主な活動内容

- ・ 年金相談対応（町内会、老人クラブ 等）
- ・ 相談者の年金事務所、市区町村への誘導
- ・ 制度周知・啓発活動（チラシ配布、ポスターの掲示）
- ・ 自治会等での制度説明（会）等の実施

表1 地域型年金委員の委嘱数の推移



3. 職域型年金委員の現状

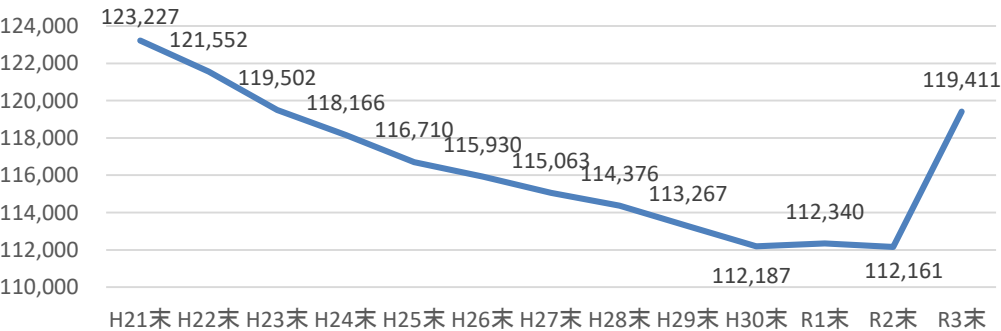
(1) 委嘱数：令和3年度末現在 119,411人

⇒ 前年度末から約7,200人の増加。

(2) 主な活動内容

- ・ 年金相談対応（事業所内）
- ・ 相談者の年金事務所、市区町村への誘導
- ・ 制度周知・啓発活動（チラシ配布、ポスターの掲示）

表2 職域型年金委員の委嘱数の推移



全国各地に年金事務所を置く日本年金機構においては、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を通じて国民生活の安定に寄与することを目的とする法人（日本年金機構法（平成19年法律第109号）第1条及び第3条）として、**生活に不安を抱える等の国民に対する相談支援等のネットワークの一端を担うことが求められます。**

そのためには、住民に身近な市区町村、関係団体等と連携するほか、職域又は地域に根ざした年金委員の協力を得ることが重要です。

ついては、政府管掌年金事業を運営するに当たり、下記の事項を踏まえた上で、職域又は地域の実情に応じて年金委員の協力を得るよう、よろしくお願いします。

1. 年金委員の位置付け

- (1) 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として日本年金機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる（同法第30条第1項）ものとされています。
- (2) また、年金委員は、政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う（同条第2項）ものとされています。
- (3) さらに、年金委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならず、年金委員でなくなった後においても、同様とする（同条第4項）ものとされています。
- (4) また、年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受けない（同条第5項）が、国の予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる（同条第6項）ものとされています。

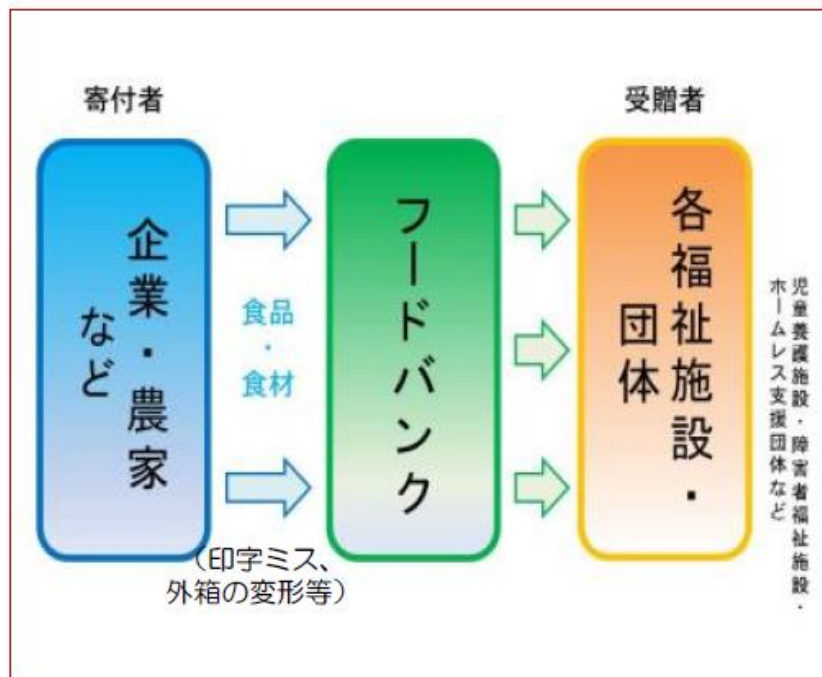
2. 年金委員に期待される役割

- (1) 年金委員は、主に厚生年金保険の適用事業所のような職域を基盤として活動する職域型年金委員と主に自治会のような地域を基盤として活動する地域型年金委員とに区分されます。
- (2) そのうち、職域型年金委員については、各自の経験や、職域の実情に応じ、事業主又は被保険者の相談に応じて年金事務所の窓口を紹介するなど、職域と政府管掌年金事業とを媒介する役割が期待されます。
- (3) これに対し、**地域型年金委員については、各自の経験や、地域の実情に応じ、被保険者又は受給権者の相談に応じて市区町村又は年金事務所の窓口を紹介するなど、地域と政府管掌年金事業とを媒介する役割が期待されます。**

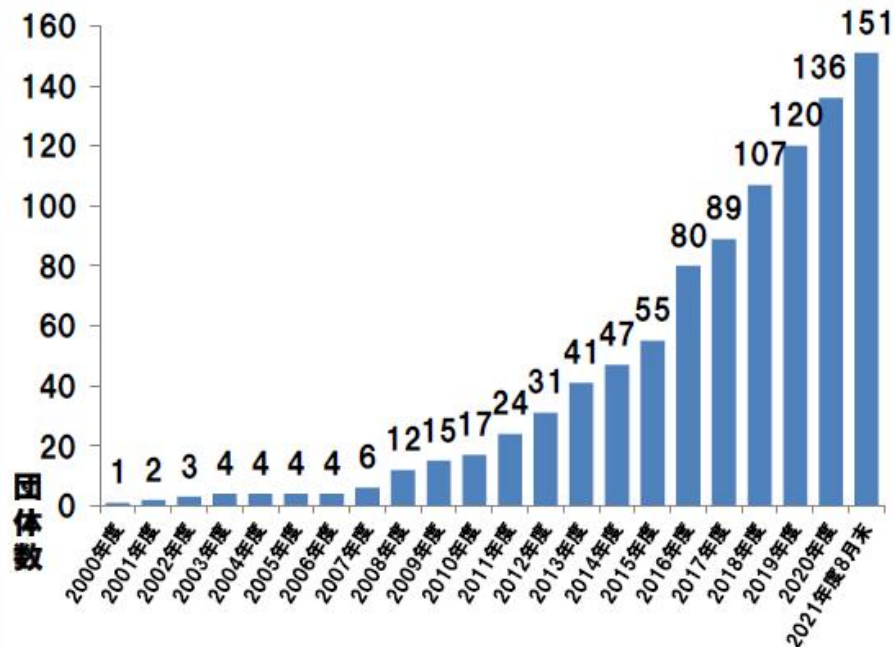
フードバンク活動とは

- ✓ 生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- ✓ もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。
(日本では北海道から沖縄まで151団体が活動)

概要図



国内のフードバンク団体数



資料：公益財団法人流通経済研究所「国内フードバンクの活動実態把握調査」（令和元年度調査）等

地域共生社会の実現と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(改正社会福祉法第4条第2項)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

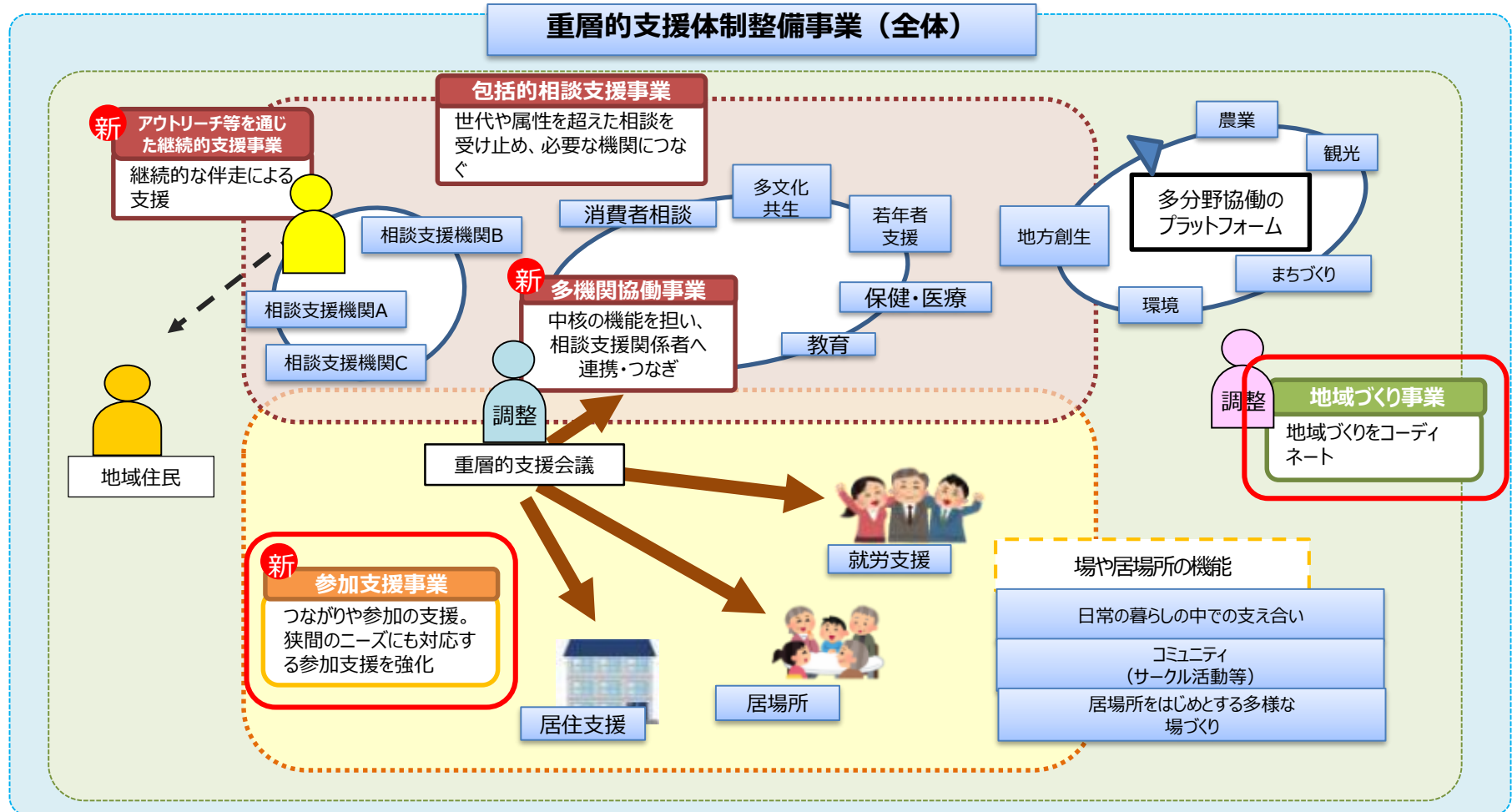
(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



<孤独・孤立対策の基本理念>

(1)孤独・孤立双方への社会全体での対応

- ▶ 孤独・孤立は、
 - ・ **人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの**
 - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの。**社会全体で対応しなければならない問題。**
 - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- ▶ 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態
 「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、**孤独・孤立双方を一体で捉え**、多様なアプローチや手法により対応。**「望まない孤独」と「孤立」を対象として**取り組む。
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする**「予防」の観点**が重要。
 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む。「予防」の観点からの施策の在り方を検討。

(2)当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- ▶ 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様
- ▶ 当事者のニーズ等も多様。配慮すべき事情を抱える方、家族等が困難を抱える場合も存在
- **まずは当事者の目線や立場に立って**、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
- **その時々**の当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細やかな施策を推進
- 孤独・孤立の問題を抱える**当事者の家族等も含めて支援**する観点から施策を推進

(3)人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰か等と**対等につながり**、「**つながり**」を実感できることが重要。このことが孤独・孤立の問題の解消にとどまらずウェルビーイングの向上にも資するとの考え方で施策を推進。
- 地域によって社会資源の違いがある中で、当事者や家族等を支援するため、**行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実**
- **関係行政機関（特に基礎自治体）**において、既存の取組も活かして孤独・孤立対策の**推進体制**を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との密接な連携により、安定的・継続的に施策を展開

<孤独・孤立対策の基本方針>

※重点計画では、基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1)孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい社会**とする

- ①**孤独・孤立の実態把握**
 - ・ 孤独・孤立の実態把握、データや学術研究の蓄積、「予防」の観点から施策の在り方を検討
- ②**支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信**
 - ・ 継続的・一元的な情報発信、各支援施策をつなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等
- ③**声を上げやすい環境整備**
 - ・ 「**支援を求める声を上げることは良いこと**」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、教育等

(2)状況に合わせた**切れ目ない相談支援につなげる**

- ①**相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）**
 - ・ 包括的な相談支援（各種相談支援制度等の連携）、多面的な相談支援（24時間対応の相談等）、発展的な相談支援（多様な人が関わり専門職も強みを発揮）を推進
- ②**人材育成等の支援**
 - ・ 相談支援に当たる人材の確保・育成・資質向上、相談支援に当たる人材への支援

(3)**見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う**

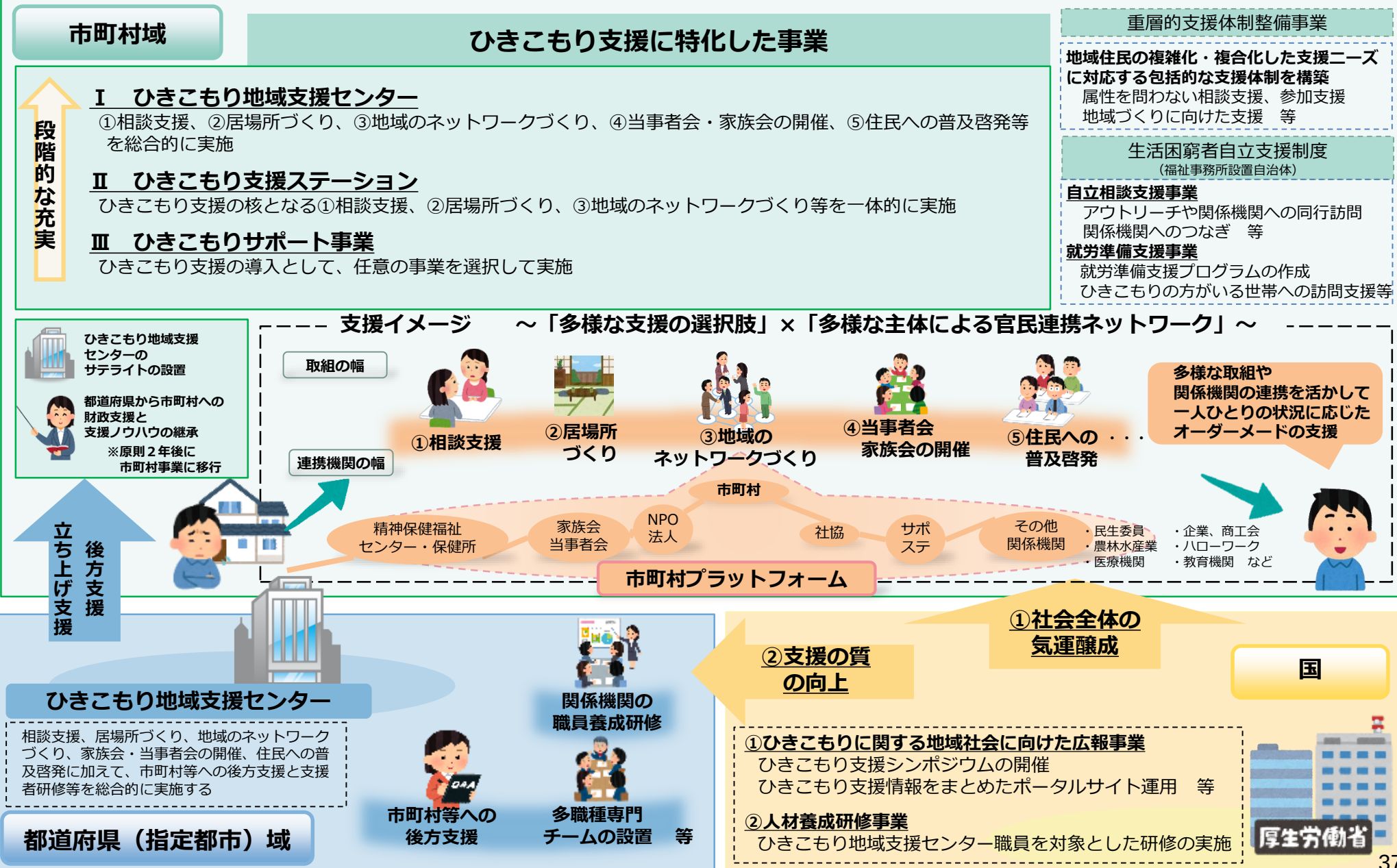
- ①**居場所の確保**
 - ・ 多様な各種の「居場所」づくり、「つながり」の場づくりを施策として評価し効果的に運用
- ②**アウトリーチ型支援体制の構築**
 - ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進
- ③**保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等**
 - ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信
- ④**地域における包括的支援体制の推進**
 - ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
 - ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

(4)孤独・孤立対策に取り組む**NPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する**

- ①**孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援**
- ②**NPO等との対話の推進** ③**連携の基盤となるプラットフォームの形成支援**
- ④**行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備**

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築



ヤングケアラーの支援に係る現状・課題と支援策

現状・課題

- **早期発見・把握ができていない**
 - 自治体での実態把握が十分でなく、関係機関職員のヤングケアラーの認知度も高くない。
- **支援につながっていない、サービスが十分でない**
 - ヤングケアラーを支援につなぐための窓口が明確でなく、ピアサポート等にもつながっていない可能性。
 - 子育て世代家庭への家事や子育てを支援するサービスが不足している。
- **社会的認知度が不足**
 - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。中高生の8割以上がヤングケアラーについて、「聞いたことがない」と回答。

以下の事業を令和4年度予算（一部3年度補正）に計上しヤングケアラー支援を推進

支援策

- **子育て世帯訪問支援臨時特例事業（令和3年度補正）**
 - 訪問支援員（仮称）がヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・育児等支援により養育環境を整える。
- **ヤングケアラー支援体制強化事業**
 - ヤングケアラーの早期発見・把握に資するため、地方自治体での実態調査、関係機関、団体等職員向けの研修を推進する。
 - ヤングケアラーの支援体制を構築するため、①地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となるコーディネーターの配置、②ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援、③ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営等に係るモデル事業を行う。
- **ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業の創設**
 - 地域の支援者団体等が参加する全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。
- **ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上**
 - 令和4年度から3年間で「集中取組期間」とし、様々な広報媒体を活用した広報啓発を集中的に行う。